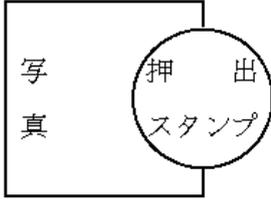


別記様式第1号(第7条関係) (平6公安規25・一部改正、平11公安規7・旧別記様式・一部改正、令元公安規3・一部改正)

(表 面)

写 真		検 査 員 証 官 職 氏 名	第 号
			年 月 日生
<p>上記の者は、道路交通法第108条の21第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。</p>			
年 月 日			国家公安委員会 印

(裏 面)

道 路 交 通 法 ( 抜 粋 )
( 報 告 及 び 検 査 )
<p>第108条の21 国家公安委員会は、分析センターの事業の運営に関し必要があると認めるときは、分析センターに対し、その事業に関し必要な報告をさせ、又は警察庁の職員に分析センターの事業所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B列8番とする。